

(例 1) 加工された食品等(水産物)

(別記様式 4 - 1)

輸出される食品等に関する確認書

XX 年 X 月 XX 日

△△社 御中

加工された食品等の場合、製造者または商品のラベルに記載のある販売者が作成する必要があります。
この場合、宛先は「申請者」としてください。

確認書の作成者の情報
及び作成担当者の情報
を記載してください。

住所 東京都千代田区〇〇

名称 □□社

代表者名 〇〇 〇〇

担当者部署名 : 〇〇部

担当者氏名 : 〇〇 〇〇

連絡先 : 電話番号

固定電話番号 03-xxxx-xxxx

携帯電話番号 090-xxxx-xxxx

: E-mail xxx@xxx.co.jp

作成担当者のすぐにつな
がる電話番号を必ず記載
してください。
(記載内容について、農
政局等から確認の連絡を
することがあります。)

海外向けに輸出される食品等に関する証明書の申請にあたり、下記の事項が事実と相違ないことを確認しました。

加工された食品等の場合、「製造者等又は生産者」
にチェックが入ります。

記

この書類は、☒製造者等又は生産者／☐申請者 が作成したものである（該当する方を選択）。

商品ラベルに記載された販売者である場合、余白部分に商品ラベルに記載された販売者である旨記載してください。

(以下の事項のうち必要な項目について、以下のとおり記述する。)

商品名 : 〇〇〇〇

商品名は省略せずに記載してください。

確認項目		確認事項
1	数量、重量、包装形態	1 箱:200 g × 60 袋、15 箱、 <u>180kg (総重量)</u> 、 段ボール箱

「総重量」又は「正味重量」を記載してください。
(インボイス等に合わせてください。)

製造所固有記号の有無を選択してください。
「あり」の場合は記号を記入し、消費者庁 HP「[製造所固有記号制度届出データベース](#)」を参照し、所在地等を記載してください。

2	生産・製造・加工施設	名称	□□社□□工場
		都道府県・国名	□□県
		所在地	△△市△△町 1-2-1
		製造所固有記号	☐ あり () ☒ なし
3	生産・加工年月日	20xx. xx. xx	
4	製造ロット番号	*****	
5	原料	名称	サバ
		産地	○○県
		使用割合	
		流通ルート	○○湾→<海路>→○○港（○○県）→<陸路>→□□社□□工場（□□県） 会社名・港名等の後ろに、県名や国名を記載してください。
6	流通ルート	製品	□□社□□工場（□□県）→<陸路>→□□港（□□県）
7	品種等	品種	
		ほ場（所在地）	
		収穫期（年産）	
8	漁獲水域	採捕漁区	○○湾
		F A O採捕漁区の海区番号及び海区名	61, Pacific Northwest

「3 生産・加工年月日」「5 原料」「6 流通ルート」の記載は必須ではありませんが、製造者等が分かる範囲で記載してください。

複数記載が可能です。

一番重量が重いものを主原料とし、記載してください（原則水を除きます）。

会社名・港名等の後ろに、県名や国名を記載してください。

「8 漁獲水域」は水産物の場合のみ記載してください。

「[生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン](#)」を参照し記載してください。

別表 作成に当たっての確認先等（申請者が自ら本確認書を作成する場合に限り記載）

	内	容	
項目			
確認先（事業者名、担当部署名、担当者名、電話番号等の連絡先、商品ラベル等）	加工された食品等の場合、申請者自らが作成することはできないため、別表は記入不要です。 （別表を削除して提出しても構いません。）		
確認方法（電話、メール、WEBサイト閲覧、現物確認等）			
確認した日付			

（記載上の注意事項）

- 1 輸出される商品が加工された食品等の場合にあつては、本確認書については、製造者等が作成すること。

「製造者等」には、商品ラベルに記載のある販売者（例：OEM 製品の販売者）を含みます。

- 2 未加工品において、申請者が自ら本確認書を作成する場合には、製造者等や生産者に確認して作成することとする。項目の内容欄に上記表の確認事項の番号を記載し、確認先、確認方法及び確認した日付の内容欄には確認先及び確認方法の詳細並びに確認した日付を記載するものとする。また、確認した項目によって確認先、確認方法又は確認した日付が異なる場合は、列を分けて記載するものとする。
- 3 原本については、証明書の発行日より1年間、申請者が保管するものとする。
- 4 記載された内容については、必要に応じて地方農政局等職員が現地確認等により直接確認する。
- 5 本様式に記載した内容を含め、申請内容が虚偽又は不実である場合等には、地方農政局長等は、輸出・国際局長と協議の上、当該申請を行った者に対する証明書の発行を停止する等必要な措置を講ずる。